

# 軽自動車税の 税率改正のご案内



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

平成28年度から軽自動車の税率が下表のとおり変わります。

①原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪等については平成28年度課税から新税率が適用されます。(表1)

②三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に新規登録を受けた車両から新税率を適用します。また、新規登録から13年を経過している車両は重課税率の対象となります。(表2)

③平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に新規登録を受けた三輪以上の軽自動車で、排ガス性能および燃費性能に優れた

自動車に対して国が定めた基準を満たしていれば平成28年度のみグリーン化特例を受けることができます。(表3)

グリーン化特例により、  
税率軽減の対象となる  
軽自動車は次のとおりです

○75%軽減の対象車・・・

電気自動車、天然ガス自動車  
「平成21年排出ガス規制から10%以上低減」していること

○50%軽減の対象車・・・

「平成17年排出ガス基準75%低減に適合」かつ「平成32年度燃費基準+20%達成(貨物用は平成27年度燃費基準+35%達成)」していること

○25%軽減の対象車・・・

「平成17年排出ガス基準75%低減に適合」かつ「平成32年度燃費基準達成(貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成)」していること

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

表3 グリーン化特例を受けた三輪以上の軽自動車の税率

区分		グリーン化特例(軽課税率) (平成28年度のみ)			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
軽自動車	三輪	3,000円	2,000円	1,000円	
	乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,000円
		自家用	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物用	営業用	2,900円	1,900円	1,000円
		自家用	3,800円	2,500円	1,300円

表1 原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪等

区分	平成28年度からの新税率	
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
ミニカー	3,700円	
軽二輪	125cc超～250cc以下	3,600円
小型特殊	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
小型二輪	250cc超	6,000円

表2 三輪以上の軽自動車の税率

区分		平成27年3月31日以前に 新規登録された車	平成27年4月以降に 新規登録された車	重課税率	
				新規登録から13年を 経過している車	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円



お問い合わせは、  
(☎63・3805)まで。

## 下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



## 下水道・浄化槽を 使用中のみなごまへ

下水道(集落排水処理施設)・浄化槽を使用されているご家庭では、以下のことに注意してご使用ください。

台所では、**廃油や野菜くず・残飯などを流さないように**しましょう



悪臭が発生しますので、流さないでください。

水洗トイレには、**トイレットペーパー以外の物は流さない**ようにしましょう

ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、たばこ、ガムなどは水に溶けないので流さないでください。

洗濯には**無リン洗剤**を使いましょう

洗濯用洗剤は無リンの洗剤を使用し、洗剤の使いすぎに気を付けましょう。

有リン合成洗剤に含まれる有機リンは、処理場や浄化槽で処理することが難しいため、河川や海を汚す原因になります。



**有害物を流さないように**しましょう

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など、危険物は絶対に流さないでください。揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起す原因となります。



お風呂と台所からの排水が**流れるマス**は定期的な**清掃**が必要です

台所からの排水には、油分や野菜くずを分離するための分離マスが設置されています。

お風呂からの排水には、固形物や毛髪等の流下を阻止するための目皿付きマスが設置されています。

※目皿付きマスが設置されていないご家庭では、浴室内の排水溝の定期的な清掃をお願いします

## 使用料の変更について

転入、転出、出生、死亡等により、ご家族の人数に変更がある場合、使用料の変更手続きが必要となります。また、大学在学や施設入居等、特別な理由により住居を異にしている場合は免除することもできます。

お問い合わせなど、詳しくは  
上下水道課(☎63・3805)まで。